

福岡市居住支援協議会設置要綱（改定案）

（設置目的）

第1条 福岡市居住支援協議会（以下「協議会」という。）は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯その他住宅の確保に特に配慮を要するもの（以下「住宅確保要配慮者」という。）の状況及び民間賃貸住宅市場の動向に関する情報等を共有するとともに、民間賃貸住宅を活用した住宅確保要配慮者の円滑入居支援策の効果的な推進を図ることを目的として設置する。

（事業）

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 住宅確保要配慮者の状況及び民間賃貸住宅市場に関する情報等の共有に関すること。
- (2) 住宅確保要配慮者の円滑入居・あんしん居住、貸主及び賃貸住宅管理事業者の不安軽減等のための居住支援の方策に関すること。
- (3) 居住支援の実施及び各主体の連携等に関すること。
- (4) その他目的達成のために必要な事項

（構成団体）

第3条 協議会は、別表に掲げる団体をもって構成する。

（役員）

第4条 協議会には、次の役員を置く。

- 一 会長 1名
 - 二 副会長 1名
 - 三 監事 1名
- 2 会長は、福岡市住宅都市局理事をもって充てる。
 - 3 副会長は、社会福祉法人福岡市社会福祉協議会常務理事をもって充てる。
 - 4 監事は、福岡市保健福祉局 ~~理事~~長をもって充てる。
 - 5 役員は、無報酬とする。

（役員の仕事）

第5条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- 一 会長は、本会を代表し、会務を総括し、総会を招集して議長を務める。
- 二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 三 監事は、本会の会計監査の事務を担当する。

（総会）

第6条 総会は、協議会の最高議決機関であって、毎年1回、定期総会を開催するほか会長が必要と認めた場合又は構成団体の3分の1以上の請求があった場合には、臨時総会を開催する。

- 2 総会は、会長、副会長、監事及び各構成団体(会長、副会長及び監事に任用された職員等がいる構成団体を除く。)がその職員等の中から予め指名したもの（以下「委員」という。）をもって組織する。
- 3 会長は、必要に応じて関係者に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

- 4 総会は、次の事項を評議議決する。
 - 一 協議会の事業計画及び予算に関すること。
 - 二 協議会の事業報告及び決算を承認すること。
 - 三 協議会の役員を選任すること。
 - 四 設置要綱の制定及び改廃に関すること。
 - 五 その他協議会に関する基本的事項及び重要事項を決定すること。

(定足数等)

- 第7条 総会は、前条第2項に掲げる者の過半数の出席により成立し、議事は、出席者の過半数によって決する。
- 2 会議に出席できない委員は、その権限の行使を他の委員に委任することができる。この場合において、受任者の特定がないときは、会長に委任したものとみなす。

(専門部会)

- 第8条 会長は、第2条の事業を専門的かつ具体的に協議・検討する必要があると認めるときは、専門部会を設置することができる。
- 2 専門部会は、部会長及び各構成団体(部会長に選出された職員等がいる構成団体を除く。)がその職員等の中から予め指名したもの(以下「部会員」という。)をもって組織する。
 - 3 部会長は、専門部会を総括し、専門部会を招集して議長を務める。
 - 4 部会長は、互選により選出する。
 - 5 部会長は、必要に応じて関係者に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(会議の公開等)

- 第9条 総会は、原則としてこれを公開する。ただし、会長が、総会における協議の内容が、福岡市情報公開条例第7条各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)に関するものであると認めるとき、又は、総会を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認めるときは、この限りでない。なお、総会を公開するにあたっては、傍聴の手続き等を定めた「福岡市居住支援協議会傍聴要領」を別途定める。
- 2 総会の会議資料及び議事録(非公開情報に該当する部分を除く。)については、原則として、公表する。会議資料は、会議当日傍聴者に対して配布するとともに、会議終了後に所定の方法(市ホームページへの掲載等)により公表する。また、議事録は、会議終了後に事務局において作成したものを出席委員に送付し、委員の確認・修正を経て確定した後、所定の方法(市ホームページへの掲載等)により公表する。この際、発言者の氏名は掲載しない。

(事業年度)

- 第10条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費)

- 第11条 協議会の経費は、補助金、寄付金その他の収入をもって充てる。
- 2 前項の規定に関わらず、会議費等は福岡市の予算から支出することができる。

(会計及び帳簿の整備)

- 第12条 協議会の収入及び支出を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備しなければならない。
- 2 前項の帳簿は、事業年度終了後5年間保存しておかなければならない。

(監査と報告)

第13条 監事は、事業年度終了後に会計監査を行い、監査結果を総会に報告しなければならない。

(秘密の厳守)

第14条 総会又は専門部会の出席者は、協議会の活動において知り得た非公開情報を他に漏らしてはならない。

(事務局)

第15条 協議会の事務局は、福岡市住宅都市局住宅部住宅計画課(以下「住宅計画課」という。)及び社会福祉法人福岡市社会福祉協議会生活支援部相談支援課(以下「相談支援課」という。)に置く。

- 2 住宅計画課は、総会及び専門部会の運営並びに事業計画及び事業報告に係る事務を担当する。
- 3 相談支援課は、住まいサポートふくおかの企画及び運営、協議会の会計、予算及び決算に係る事務を担当する。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるものの他、協議会の運営に関して必要な事項は会長が定める。

附則

この要綱は、平成21年3月30日から施行する。

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年7月14日から施行する。

この要綱は、平成28年8月9日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	団体名
民間賃貸住宅事業者団体	公益社団法人福岡県宅地建物取引業協会 公益社団法人全日本不動産協会 福岡県本部
公的賃貸住宅事業者	独立行政法人都市再生機構 九州支社 福岡市住宅供給公社
居住支援団体	社会福祉法人福岡市社会福祉協議会
居住支援法人	居住支援法人連絡協議会
福岡市	福岡市住宅都市局 福岡市保健福祉局

1 住まいサポートふくおかの実施

[決算額 14,352 千円]

- (1) 障がい者への対象者拡大の取組み
- (2) 高齢者対象の取組み

2 総会・専門部会の開催

(1) 住宅確保要配慮者の住替え支援策の検討

- ① 高齢者世帯住替え助成事業（H29～）
- ② 子育て世帯住替え助成事業（H30～）

(2) 民間事業者に対する市の高齢者居住支援策等に関する情報提供

(3) 高齢者の住まいに関するセミナー等の実施

- ① 「高齢期の住まい方セミナー」の実施
- ② 出前講座「学んでなっとく！高齢者の住まい！」の実施

(4) 新たな住宅セーフティネット制度への対応

- ① セーフティネット住宅関連（追加）
- ② 居住支援法人関連（追加）居住支援法人の指定，全国居住支援法人協議会への会員登録

【会議実績】

回数	開催時期	会議名	協議内容
1	6/7(金)	第1回専門部会	・平成30年度の事業報告及び決算 ・令和元年度の事業計画及び予算
2	7/9(火)	定期総会	・平成30年度の事業報告及び決算 ・令和元年度の事業計画及び予算
3	9/27(金)	第2回専門部会	・住まいサポートふくおかの実施状況 ・住宅確保要配慮者の住替え支援策の検討 ・高齢者の住まいに関するセミナー等の実施
4	1/31(金)	第3回専門部会	・住まいサポートふくおかの実施状況 ・住宅確保要配慮者の住替え支援策の検討 ・高齢者の住まいに関するセミナー等の実施

1 住まいサポートふくおかの実施

(1) 障がい者への対象者拡大の取組み

○取組み概要

協力店や精神科病院、障がい者支援関係機関等との連携事例を蓄積するとともに、事例の分析を通じて、障がい者支援スキームの検証を行った。

○利用状況

	総数（件）	内訳（件）				
		精神	身体	知的	精神・身体の重複	知的・身体の重複
相談	19	8	6	3	1	1
賃貸契約成約	8	5	1	1	1	0

○実施状況の分析

＜連携事例の蓄積＞

- ・相談当初より精神症状、虐待、引きこもり、8050問題、多重債務、家賃滞納などの課題を抱えており、住替え後も治療継続、安定収入の確保（就労継続）、社会とのつながり形成などの継続的支援が必要な事例がほとんどである。
- ・そのため、各事例内容に合わせて、障がい者基幹相談支援センターのほか医療機関や障害福祉サービス事業所、関連行政機関などと連携関係を形成しつつ、最適な役割分担に基づき生活全般を支えるスキームを構築していった。

＜障がい者支援スキームの検討＞

- ・上記の連携関係や転居に必要な要素を踏まえつつ、相談～物件探し～入居後の生活支援のスキームを整理した（別紙1・2参照）。
- ・障がい者の住替え支援にあたり、住宅設備環境のアセスメント（＝「車椅子使用者に適したスイッチ位置であるか」等について専門的知識に基づく評価を行うこと）や就労支援等の生活支援が必要となることから、障がい者基幹相談支援センターとの連携が必須となっている。また、医療機関への定期通院や在宅支援計画など、障がい者に特有の支援スキームを検討している。

＜その他＞

- ・契約成約者の平均年齢が38.6歳であることに対し、不成約者（保留中含む）の平均年齢は65.1歳であり、26.5歳の差異が見受けられることから、高齢であるほど親の死亡や兄弟の高齢化などによるキーパーソン不在等により入居支援の困難性が高まる傾向がみえる。
- ・課題が潜在化し、重度・複雑化してから介入するケースも多くあったため、関係機関や住民との連携により、課題の早期発見・早期対応していくことができる新たな見守りの仕組みづくりが求められる。
- ・電動車いす利用等のハード面の物理的条件理由から該当物件が見つからない事例もあり、グループホーム等制度サービスの受け皿も必要である。

○課題

- ① 障がいについて理解のある協力店の確保
- ② 地域住民の障がいについての理解の促進
- ③ 基幹相談支援センター等関係機関との協働体制の深化
- ④ 居住支援法人との協働体制の構築
- ⑤ 円滑な多重債務整理スキームの構築
- ⑥ 医療機関やグループホーム等からの地域移行支援
- ⑦ 課題の早期発見・早期対応を可能とする見守り体制づくり
- ⑧ 電動車いす対応など、民賃以外の受け皿の整備と連携

I 令和元年度の事業報告

(2) 高齢者対象の取組み

○取組み概要

- ・障がい者同様、多重債務や虐待、認知症といった問題が複合的に絡み合った「複合多問題」ケースも多く、「地域包括支援センター」「居宅介護支援事業所」「法テラス」等 専門他機関と協働して、転居後の生活も含めた包括的なコーディネートを実施。
- ・生活保護受給者については、「居住の安定確保支援事業」の紹介・繋ぎによる、住宅扶助費の代理納付を含めた総合的なコーディネートを実施。
- ・市営・県営住宅等公営住宅への入居希望者には、定期・随時募集の具体的な案内を実施。
- ・保証人不在で一定の資産がある方には、URの物件紹介など、柔軟かつ幅の広いコーディネートを実施。(このような紹介・リファーによる入居支援は、成約件数としては原則カウントしていない。)

○利用状況

<利用状況>

【相談件数】 264件 (累計 1,058件)
【成約件数】 39件 (累計 243件)
うち協力店 15件 (累計 131件)

(参考) 平成30年度
【相談件数】 190件
【成約件数】 27件
うち協力店 15件

<協力店との連携等について>

- ・不動産事業者へ協力店登録を促し、5件を新規登録。
 - ・上記障がい者対応において、協力店へヒアリングや情報交換等を実施。
- 【協力店数】 49社
【支援団体数】 14社
【提供サービス数】 24サービス (見守り、緊急時対応、委任契約による死後事務、家財処分など)

○実施状況の分析

- ・転居希望で最も多い理由は「立ち退きを迫られている」(55件)であり、ほとんどは物件の老朽化による建て壊しが原因となっている。(昨年度までは、「家賃を下げたい」という理由が上回っていた)
- ・上記相談時点で、借地借家法上の「正当事由」ルールに該当しても、「6ヵ月ルール」が守られていないことや、転居費用の貸主負担がなされていないことも散見される。
- ・法律的なアドバイスをすることも少なくないため、近年の裁判判例の情報収集等によるコーディネーターのノウハウの蓄積が必要。
- ・一人暮らしでペットを飼っている方からの相談も少数ながら受けており、入居可能物件の幅を更に狭くしている実態がある。低所得であることも多く、既存のペット信託サービス等も利用できないため、飼い主亡き後の処遇に関する課題も顕在化してきている。

○協力店との連携等について

- ・成約につなげるには、協力店数や管理物件戸数の増加が重要となるため、不動産事業者へ協力店の新規登録を呼びかけた。
- ・「セーフティネット住宅の登録制度」の案内や障がい者対応の協力依頼を行うなど、継続的な情報交換を行い、信頼関係の維持に努めた。

○課題

- ① 虐待や被害妄想等の困難ケースへの対応を通じた 支援ノウハウの蓄積
- ② コーディネーターによる民法や判例等の 法律的な知識の習得と活用
- ③ 協力店と支援団体等が、相互に住宅領域と福祉領域の情報(例:介護保険制度改定と現状)を共有することによる 円滑入居の基盤整備

I 令和元年度の事業報告

2 総会・専門部会の開催

(1) 住宅確保要配慮者の住替え支援策の検討

① 高齢者世帯住替え助成事業 (H29～)

事業概要や実施状況等の報告。

〈実績〉申請：2件

交付：2件 122,900円

(参考) 平成30年度

申請：8件

交付：7件 助成金額：604,400円

○アンケート分析結果

(相談者総数 23件 (H29～R元年))

- ・申請者は、65～70歳(37%)、単身世帯(77%)が最も多く、高齢者の中でも比較的若い世代の単身世帯の方が住替えている。
- ・住替え後の家賃は、3～4万円未満(47%)、住戸面積18～27㎡未満(70%)が最も多く、住替え前の住宅と比較すると、より家賃が安く、コンパクトな住宅に住替えている。
- ・住替え理由としては、「家賃が高い」「環境が悪い」「老朽化している」が多く、住替え先を探す際は「家賃」を重視している世帯が多い。退職や配偶者との死別等により収入が減少した後、家賃が安く、環境のよい住宅に住替えている。

② 子育て世帯住替え助成事業 (H30～)

事業概要や実施状況等の報告。

〈実績〉申請：163件

交付：153件 22,156,000円

(参考) 平成30年度

申請：203件

交付：196件 助成金額：28,725,200円

○アンケート分析結果

(相談者総数 162件 (R元年))

- ・申請者は、30代(64%)、子どもの年齢は5歳以下(65%)が最も多く、子どもが小さい内に、将来を見据えて住替えている。
- ・住替え後の面積は、60㎡以上(69%)、間取りは3部屋以上(53%)が最も多く、住替え前の住宅と比較すると、より広く、部屋数の多い住宅に住替えている。
- ・主な住替え理由は「狭い」「部屋が足りない」であり、住替え先を探す際は、「間取り」「家賃」「学校からの距離」「広さ」を重視している世帯が多い。学校から転校させないことや、将来の学校、通学距離などを重視しつつ、子ども部屋を確保でき、広さにもゆとりのある住宅に住替えている。

(2) 民間事業者に対する市の高齢者居住支援策等に関する情報提供

「令和元年度 福岡県宅地建物取引業協会県本部 講習会」(アクロス福岡)に出向き、「住まいサポートふくおか」、「社会貢献型空家バンク事業」のチラシ配布や事業概要・協力店に登録するメリット等を説明。

- ・10月3日・・・資料配布, 事業説明 (資料 1,280部)
- ・12月16日・・・資料配布 (資料 1,500部)

I 令和元年度の事業報告

(3) 高齢者の住まいに関するセミナー等の実施

①「高齢期の住まい方セミナー」の実施

高齢者の住まいが多様化していることや、高齢者の住替えが困難となる場合があることから、市民に自らの家族関係、収入、身体状況等を踏まえて、早い時期から将来の住まいについて考えてもらう機会を設けることを目的として、「高齢期の住まい方セミナー」を実施。

<セミナーの概要> (別紙6)

【開催日】 令和元年10月5日(土)(会場:天神ビル)

【講演内容】 第1部「基礎から学ぼう!“高齢者住宅の種類と特徴”」

第2部「しっかり老後設計!在宅も住み替えも“住まい”と“資金”は重要」

【参加者数】 延べ197名

(参考) H30年191名, H29年95名, H28年117名

②出前講座「学んでなっとく!高齢者の住まい!」の実施

福岡市では、市の職員が地域に伺い、市の取り組みや暮らしに役立つ情報などを説明する「出前講座」を実施している。住宅計画課では、高齢期の住まい方について考えてもらう機会を設けるため、平成24年度から高齢者の住まいに関する出前講座を実施している。

<出前講座の概要>

【内容】 高齢者向け住宅の種類と特徴、高齢者の住替えに伴う課題、
福岡市の高齢者居住支援策の紹介 等

【開催実績】 2回(長尾病院, 新オレンジの会(高宮校区老人会))

(4) 新たな住宅セーフティネット制度への対応

①セーフティネット住宅関連

【登録数】 福岡県 …1,735戸 (R2.3月末時点)
うち福岡市 …187戸

【周知】 10月3日(木)「令和元年度 福岡県宅地建物取引業協会本部 講習会」にて、福岡県と合同で、事業者へ周知。

【検討事項】 ・改修費補助・家賃低廉化補助等の経済的支援策の実施に向けて検討。
(令和2年度より実施)
・登録住宅と居住支援法人とのマッチングを図るため、福岡県と合同で居住支援法人連絡協議会を開催し、登録住宅事業者との意見交換会を実施。(R2.2.20)

I 令和元年度の事業報告

②居住支援法人関連

(i) 居住支援法人の指定状況

<指定件数> (R2.3月末時点)

福岡県内 : 23 法人

うち福岡市内 : 19 法人

※福岡市社会福祉協議会が福岡県より居住支援法人の指定。(R2.3.30)

(ii) 一般社団法人全国居住支援法人協議会への会員登録

全国居住支援法人協議会での承認を経て、令和2年2月24日に会員登録。

登録団体名称：福岡市居住支援協議会

会員種別 : 2号会員特別枠（議決権無し，会費免除）

(iii) 居住支援法人連絡協議会

回数	開催日	会議名	協議内容
1	8/9 (金)	福岡市居住支援法人 連絡協議会	・居住支援法人連絡協議会設置要綱の制定 ・支援活動等に関する意見・課題と対応方針等
2	2/20 (木)	福岡県・福岡市合同 居住支援法人連絡協議会	・SN住宅登録事業者 意見交換会 ・事前実施アンケート ・福岡市保健福祉部局へのヒアリング ・福岡市内での居住支援法人紹介
3	2/20 (木)	福岡市居住支援法人 連絡協議会	・居住支援法人連絡協議会設置要綱（改定）

令和元年度 決算書 (住まいサポートふくおか)

資料2-2

(収入)

科目	R1 予算額 (千円)(A)	R1 決算額 (千円)(B)	予算額と決算額 の比較(千円) (B-A)	説明
補助金	14,715	14,352	△363	
(国補助金)	8,711	8,448	△263	重層的住宅セーフティネット構築支援事業補助金
(市補助金)	6,004	5,904	△100	住まいサポートふくおか運営費補助金
寄付金等	120	0	△120	個人・団体等
法人自己資金	1	0	△1	利息等
計	14,836	14,352	△484	

(支出)

科目	R1 予算額 (千円)(A)	R1 決算額 (千円)(B)	予算額と決算額 の比較(千円) (A-B)	説明
人件費	12,993	12,687	306	嘱託職員3名(給与, 共済費, 福利厚生費)
旅費	480	104	376	セミナー旅費, 研修旅費
謝金	46	0	46	検証委員会委員報酬
需用費	164	652	△488	消耗品費, 印刷製本費, 燃料費, 収入印紙料
役務費	348	289	59	郵送代, 電話使用料, 手数料, 公共交通機関交通費
委託料	400	0	400	パンフレット作成及び印刷委託料
使用料及び賃借料	228	601	△373	リース料, 訪問支援時駐車料金
負担金	177	19	158	会計システム保守料
計	14,836	14,352	484	

1 住まいサポートふくおかの実施

- (1) 障がい者への対象者拡大の取組み [予算額 16,177 千円]
- (2) 高齢者対象の取組み

2 総会・専門部会の開催

(1) 住宅確保要配慮者の住替え支援策の検討

- ① 高齢者世帯住替え助成事業（H29～）
- ② 子育て世帯住替え助成事業（H30～）

(2) 民間事業者に対する市の居住支援策等に関する情報提供

(3) 高齢者の住まいに関するセミナー等の実施

- ① 「高齢期の住まい方セミナー」の実施
- ② 出前講座「学んでなっとく！高齢者の住まい！」の実施
- ③ 「終活出前講座」の実施

(4) 新たな住宅セーフティネット制度への対応

- ① セーフティネット住宅経済的支援策
- ② 居住支援法人連絡協議会の開催

【会議スケジュール（案）】

回数	開催時期	会議名	協議内容
1	7/14(火)	第1回専門部会 (書面開催)	・令和元年度の事業報告及び決算 ・令和2年度の事業計画及び予算
2	8月	定期総会	・令和元年度の事業報告及び決算 ・令和2年度の事業計画及び予算
3	10月 (予定)	第2回専門部会	・住まいサポートふくおかの実施状況 ・住宅確保要配慮者の住替え支援策の検討 ・高齢者の住まいに関するセミナー等の実施
4	2月 (予定)	第3回専門部会	・住まいサポートふくおかの実施状況 ・住宅確保要配慮者の住替え支援策の検討 ・高齢者の住まいに関するセミナー等の実施

(参考：居住支援法人連絡協議会)

- ・福岡市居住支援法人連絡協議会・・・開催時期未定
- ・福岡県・福岡市合同居住支援法人連絡協議会・・・開催時期未定

1 住まいサポートふくおかの実施

（1）障がい者対応のモデル事業の取組み

- 障がい者の住み替えで連携可能な協力店のうち、管理物件が多い中央区をモデルエリアに追加する。令和元年度に東区内でモデル実施した実績を踏まえ関係機関との調整を行いつつ、令和3年度の全市展開を目標として検証を進める。
- 他の 居住支援法人との協働体制を構築するほか、障がい者基幹相談支援センター等関係機関とのそれぞれの強みを活かした適切な役割整理により、多重債務、虐待、社会的孤立など、複雑・多様な課題を抱える相談者への対応力の向上を図る。

（2）高齢者対応の取組み

- 出前講座や出張相談を含む「終活サポートセンター」や「社会貢献型空家バンク」等既存事業との有機的連動を図ることで、包括的な居住支援の実践を展開していく。また、潜在的なニーズの掘り起こしや、課題が顕在・深刻化する前に相談につながる環境を整備する。
- これまで積み上げてきた不動産事業者とのつながりを活かして相談者の希望条件に合う物件を調整し、内覧同行・契約同席等による「寄り添い型支援」を徹底していく。
- 当該事業のプラットフォーム機能でもある死後事務委任事業や、孤独死による事故物件化リスク軽減を図る見守りサービスの調整のほか、金銭管理ニーズに対応する権利擁護サービスの活用拡大を通じて、住み替えを阻む障壁の解消を図る。

◆ その他

- 新型コロナウイルス感染症の影響からの経済状況悪化による「仕事と住まい（寮など）の同時喪失」、「収入減少による家賃滞納に起因する立ち退き要求」等、住宅確保ニーズは確実に増加する。それらの相談には、「生活福祉資金特例貸付」や「住居確保給付金」をはじめとする公的制度の活用検討や、不動産関係企業の社会貢献活動との連携含め、必要に応じてセクター横断的・包括的な居住支援を行う。
- 福岡市社会福祉協議会が、令和2年3月30日付で福岡県による住宅確保要配慮者「居住支援法人」の指定を受けたことに伴い、多様な属性の相談者からの相談対応を蓄積することによるアセスメント機能の強化や、サブリース方式を導入することで、民間賃貸住宅等への更なる円滑な入居支援を図る。

Ⅱ 令和2年度の事業計画（案）

2 総会・専門部会の開催

（1）住宅確保要配慮者の住替え支援策の検討

①高齢者世帯住替え助成事業（H29～）（別紙3）

- セーフティネット住宅住替え助成と整合を図るため、4月1日より要綱を一部改正。
- 4月1日より申請受付を開始し、2月末までの募集予定。
- 市政だよりや本市ホームページへの記事掲載、各区役所等へリーフレット配布するとともに、他局の高齢者向けのイベントなどにおいて、高齢者や関係者への周知を図る。
- 申請者へのアンケート調査を行い、結果を分析したうえで要綱改定（R3～）の検討を行う。

②子育て世帯住替え助成事業（H30～）（別紙4）

- セーフティネット住宅住替え助成と整合を図るため、4月1日より要綱を一部改正。
- 4月1日より申請受付を開始し、2月末までの募集予定。
- 市政だよりや本市ホームページへの記事掲載、各区役所等へリーフレット配布を通し、関係者へ周知を図る。
- 申請者へのアンケート調査を行い、結果を分析したうえで要綱改定（R3～）の検討を行う。

◆ 住替え助成事業の要綱一部改正

変更前	変更後	見直し理由
社宅からの転居(退職等により立ち退きを求められた場合に限る)	社宅からの転居 →理由は問わない	社宅であることを理由に制限を設けることは、居住環境の改善を図るとの基本方針と矛盾が生じる
過去に本要綱に基づく助成金を受けていないこと	世帯人数の増減や、日常生活に身体の機能上の制限を受けることになる加齢、病気等、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない	ライフステージや生活環境、また、身体状況の変化に対応した住替え支援を行うことが適切である
前年の世帯所得金額が定める額を超えないこと	世帯の政令月収が 高齢者：158,000円以下であること 子育て：259,000円以下であること	セーフティネット住宅住替え助成事業の要件と整合を図る

（2）民間事業者に対する市の居住支援策等に関する情報提供

民間賃貸住宅事業者団体の講習会等を通じて、市や福岡市社会福祉協議会が実施する居住支援策の周知を行うとともに、各種事業への協力を求める。

（3）高齢者の住まいに関するセミナー等の実施

①高齢期の住まい方セミナーの実施

市民に自らの家族関係、収入、身体状況等を踏まえて、早い時期から将来の住まいについて考えてもらう機会を設けることを目的として、セミナーを実施する。

②出前講座「学んでなっとく！高齢者の住まい！」の実施

高齢期の住まい方について考えてもらう機会を設けるため、出前講座を実施する。

③「終活出前講座」の実施

福岡市社会福祉協議会が実施している「終活出前講座」内で、住まい選びや不動産の相続など住まい関連を深掘りしたテーマでの講座を実施する。

Ⅱ 令和2年度の事業計画（案）

（4）新たな住宅セーフティネット制度

①セーフティネット住宅経済的支援策（別紙5・6）

（i）改修費補助：住宅の改修工事等に対する補助

入居対象者の主な要件…○所得が38.7万円以下の住宅確保要配慮者 ○被災者世帯
補助対象工事の概要…○バリアフリー改修工事 ○耐震改修工事 など
補助限度額等…○工事費の2/3かつ最大200万円/戸
その他…○改修後、セーフティネット専用住宅として10年以上管理が必要

（ii）家賃低廉化補助：家賃と入居者負担額との差額を補助

入居対象者の主な要件…○市営住宅入居資格要件を満たし、入居前の住宅について一定の条件を満たす要支援世帯 など
補助の概要…○契約家賃と入居者負担額の差額を市が補助
補助限度額等…○最大で1戸あたり4万円/月、補助期間は10年間
その他…○入居前に比べて居住環境が向上することが必要
○同一世帯に3年を超えて家賃低廉化を行う場合、継続必要性の審査を行う。
審査に関し、福岡市居住支援協議会に意見を求めることができる。
[福岡市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅入居支援事業補助金交付要綱(第50条)]

（iii）家賃債務保証料低廉化補助：入居時の家賃債務保証料を補助

入居対象者の主な要件…○市営住宅入居資格要件を満たし、入居前の住宅について一定の条件を満たす要支援世帯 など
補助の概要…○初回の家賃債務保証料を市が補助
補助限度額等…○最大で1戸あたり6万円、補助は初回のみ
その他…○入居前に比べて居住環境が向上することが必要

（iv）（i）～（iii）の入居支援事業スケジュール

- ・福岡市セーフティネット専用住宅入居支援事業の制度周知
【令和2年5月18日～6月26日】・・・意見や質問等を募集
- ・事業者募集 【令和2年7月6日～8月7日】

（v）セーフティネット住宅住替え助成：引っ越し費用等の初期費用を一部助成

入居対象者の主な要件…○セーフティネット住宅へ住替えを行った住宅確保要配慮者
補助の概要…○引越費用等の初期費用の一部を助成
補助限度額等…○最大10万円（助成対象経費1/2）

（※公募スケジュールは未定）

②居住支援法人連絡協議会の開催

- ・福岡市居住支援法人連絡協議会を開催する（開催回数未定）
- ・福岡県・福岡市合同居住支援法人連絡協議会を開催する（開催回数未定）

- ・居住支援法人の紹介リーフレット「住まい探しの案内」作成（別紙7）

令和2年度 予算書(案) (住まいサポートふくおか)

資料3-2

(収入)

科目	R1予算額 (千円)(A)	R2予算額 (千円)(B)	比較増減(千円) (B-A)	説明
補助金	14,715	15,175	460	
(国補助金)	8,711	9,874	1,163	重層的住宅セーフティネット構築支援事業補助金
(市補助金)	6,004	5,301	△703	住まいサポートふくおか運営費補助金
寄付金等	120	94	△26	個人・団体等
法人自己資金	1	908	907	利息等
計	14,836	16,177	1,341	

(支出)

科目	R1予算額 (千円)(A)	R2予算額 (千円)(B)	比較増減(千円) (B-A)	説明
人件費	12,993	14,318	1,325	嘱託職員3名(給与, 共済費, 福利厚生費)
旅費	480	360	△120	セミナー旅費, 研修旅費
謝金	46	46	0	検証委員会委員報酬
需用費	164	190	26	消耗品費, 印刷製本費, 燃料費, 収入印紙料
役務費	348	420	72	郵送代, 電話使用料, 手数料, 公共交通機関交通費
委託料	400	449	49	パンフレット等印刷委託料
使用料及び賃借料	228	216	△12	リース料, 訪問支援時駐車料金
負担金	177	178	1	研修等参加費, 保守料
計	14,836	16,177	1,341	